

# 官報 号外

昭和六十一年四月二十五日

## ○第百四回 参議院会議録第十三号

昭和六十一年四月二十五日(金曜日)

午後三時三十分開議

### ○議事日程 第十三号

昭和六十一年四月二十五日

午後三時三十分開議

第一 扶養義務の準拠法に関する法律案(内閣提出)

第二 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第三まで  
一、研究交流促進法案(趣旨説明)

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

日程第一 扶養義務の準拠法に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長二宮文造君。

### 審査報告書

扶養義務の準拠法に関する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月二十四日

法務委員長 二宮 文造

参議院議長 木村 睦男殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、扶養義務の準拠法に関する条約の締結に伴い、扶養義務は扶養権利者の常居所地法によつて定めるものとする等扶養義務の準拠法に関する規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。  
二、費用  
本法律案のため、別に費用を要しない。

扶養義務の準拠法に関する法律案

右  
国会に提出する。

昭和六十一年三月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

### 扶養義務の準拠法に関する法律案

扶養義務の準拠法に関する法律(趣旨)

第一条 この法律は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務(以下「扶養義務」という。)の準拠法に関し必要な事項を定めるものとする。

### (準拠法)

第二条 扶養義務は、扶養権利者の常居所地法によつて定める。ただし、扶養権利者の常居所地法によればその者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、当事者の共通本国法によつて定める。

2 前項の規定により適用すべき法律によれば扶養権利者が扶養義務者から扶養を受けることができないときは、扶養義務は、日本の法律によつて定める。

(傍系親族間及び姻族間の扶養義務の準拠法の特例)

第三条 傍系親族間又は姻族間の扶養義務は、扶養義務者が、当事者の共通本国法によれば扶養権利者に対して扶養をする義務を負わないことを理由として異議を述べたときは、前条の規定にかかわらず、その法律によつて定める。当事者の共通本国法がない場合において、扶養義務者が、その者の常居所地法によれば扶養権利者に対して扶養をする義務を負わないことを理由として異議を述べたときも、同様とする。

2 前項の規定は、子に対する扶養義務の準拠法に関する条約(昭和五十二年条約第八号)が適用される場合には、適用しない。

(離婚をした当事者間等の扶養義務の準拠法に

### ついでの特則)

第四条 離婚をした当事者間等の扶養義務は、第二条の規定にかかわらず、その離婚について適用された法律によつて定める。

2 前項の規定は、法律上の別居をした夫婦間及び婚姻が無効とされ、又は取り消された当事者間の扶養義務について準用する。

### (公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法)

第五条 公的機関が扶養権利者に対して行つた給付については、扶養義務者からその費用の償還を受ける権利は、その機関が従う法律による。

### (扶養義務の準拠法の適用範囲)

第六条 扶養権利者のためにその者の扶養を受ける権利を行使することができる者の範囲及びその行使をすることができる期間並びに前条の扶養義務者の義務の限度は、扶養義務の準拠法による。

### (常居所地法及び本国法)

第七条 当事者が、地域的に、若しくは人的に法律を異にする国に常居所を有し、又はその国の国籍を有する場合には、第二条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、その国の規則に従い指定される法律を、そのような規則がないときは当事者に最も密接な関係がある法律を、当事者の常居所地法又は本国法とする。

### (公序)

第八条 外国法によるべき場合において、その規定の適用が明らかに公の秩序に反するときは、これを適用しない。

2 扶養の程度は、適用すべき外国の法律に別段の定めがある場合においても、扶養権利者の需要及び扶養義務者の資力を考慮して定める。

昭和六十一年四月二十五日 参議院會議録第十三号

扶養義務の準拠法に関する法律案

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

四〇八

附則

(施行期日)

1 この法律は、扶養義務の準拠法に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前の期間に係る扶養義務については、なお従前の例による。

(法例の一部改正)

3 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第三十一条に第一項として次の一項を加える。

本法ハ夫婦、親子其他ノ親族関係ニ因リテ生ズル扶養ノ義務ニ付テハ之ヲ適用セズ

〔二宮文造君登壇、拍手〕

○二宮文造君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国が扶養義務の準拠法に関する条約を締結することに伴い、国内法上、所要の措置を講ずるため、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法に関し必要な事項を定めようとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、扶養義務は、原則として、扶養権利者の常居所地法によって定めるものとすること。第二に、傍系親族間及び姻族間の扶養義務については、扶養義務者は、一定の要件のもとに、扶養権

利者の請求に対して異議を述べることができるとすること。第三に、離婚をした当事者間の扶養義務は、その離婚について適用された法律によって定めるものとすること。第四に、公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法、扶養義務の準拠法の適用範囲等について所要の規定を設けるものとする等でありませう。

委員会におきましては、ヘーグ国際私法会議の構成とそこで採択された諸条約の批准状況、扶養義務等に関する涉外事件数とその内容、常居所地の意義、子に対する扶養義務の準拠法に関する条約との関係、各国民法の定める扶養義務者の範囲と扶養の程度、公序の具体例等について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助

貨幣の発行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長山本富雄君。

審査報告書

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月二十四日

大蔵委員長 山本 富雄

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、十万円及び一萬円の臨時補助貨幣を発行できることとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、補助貨幣回収準備資金から昭和六十一年度一般会計歳入予算への繰入額の増加分として、約三千七百億円が見込まれて

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月二十二日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

〔十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行〕

第一条 政府は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)第二条に規定するもののほか、十万円及び一萬円の臨時補助貨幣を発行することができる。

(法貨としての通用限度)

第二条 前条の規定により発行する十萬円の臨時補助貨幣は二百万円まで、一萬円の臨時補助貨幣は二十万円までを限り法貨として通用する。

(素材、量目、品位及び形式)

第三条 第一条の規定により発行する十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ金及び銀とし、量目は、それぞれ二十グラムとする。

2 第一条の規定により発行する十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の品位及び形式は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の規定により発行する十万円及び一

万円の時補助貨幣については、造幣局特別会  
計法(昭和二十五年法律第六十三号)第九条に規  
定する補助貨幣として、同法の規定を適用す  
る。

〔山本富雄君登壇、拍手〕

○山本富雄君 ただいま議題となりました天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金を素材とする十万円及び銀を素材とする一萬円の臨時補助貨幣を発行できることとするほか、それらの法貨としての通用限度及び量目等についての規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、記念貨幣の発行目的、経緯及び公平、安全な引きかえ方法、退蔵が予想される記念貨幣発行の貨幣制度上の問題、金地金調達に伴う金価格高騰の懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第三 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長小山一平君。

審査報告書

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月二十四日

建設委員長代理 理事 松本 英一

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定め、その建設を促進しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、昭和六十一年度一般会計予算に、債務保証契約の限度額として十三億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、東京湾横断道路の建設に当たつては、関連道路路網の整備との整合性を保ち、関係地域の交通安全と円滑を図らるるよう配慮するとともに、十分な環境影響評価を行う等環境の保全に留意すること。

二、東京湾横断道路の建設が東京湾周辺の地域開発に与える影響を考慮し、関係地方公共団体との連絡・協調体制の確保に十分配慮するとともに、地方公共団体の出資については、東京湾横断道路の建設による受益の程度及び財政力等に留意すること。

三、東京湾横断道路の建設等に関する協定に基づいて会社が行う建設及び管理の業務については、その公共的性格にかんがみ、その公正適確な実施が確保されるよう公団及び会社に対する指導監督に努めるとともに、資金調達の機動的、弾力的運用等会社の自主的、効率的運営が図られるよう配慮すること。

なお、地元中小企業の育成についても配慮すること。

四、人工島及び橋梁の建設については、東京湾における船舶航行の安全確保及び環境保全に万全を期すること。

五、漁業補償等建設事業の実施に伴つて生ずる損失については、関係者との誠意ある補償交渉を通じて、適切に対処するとともに、船員の雇用についても配慮すること。

六、東京湾横断道路特にトンネル内での道路交通

の安全確保に万全を期すること。  
右決議する。

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和六十一年四月十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案  
東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案(目的)

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もつて東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。

(東京湾横断道路の建設及び管理)

第二条 東京湾横断道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。)については、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の許可があつたときは、日本道路公団(以下「公団」という。)は、東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社(以下「会社」という。)と次に掲げる事項をその内容を含む協定(以下「建設協定」という。)を締結し、これに従いその業務を行わなければならない。

一 会社は、東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち基本的な調査及び設計、敷地の取得その他建設省令で定めるものの以外のもので(以下「建設工事」という。)を行うこと。

二 公団は、建設省令で定めるところにより、東京湾横断道路の建設工事に要する費用を、その供用開始後長期間に分割して会社に支払うこと。

三 会社は、東京湾横断道路の供用開始後、その維持、修繕等の管理を、別に締結する協定(以下「管理協定」という。)に従い行うこと。

四 その他建設省令で定める事項

2 公団は、建設協定又は管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 建設大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、申請に係る建設協定又は管理協定の内容が適正であり、かつ、公団と建設協定又は管理協定を締結しようとする会社がその事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

(資金の貸付け)

第三条 政府は、公団と締結した建設協定に従い事業を行う会社(以下「東京湾横断道路建設事業者」という。)に対し、その行つた建設工事に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令

で定める。

(公団等の出資)

第四条 公団は、日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第十九条の二の規定によるものほか、建設大臣の認可を受けて、東京湾横断道路建設事業者に出資することができる。

2 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、東京湾横断道路建設事業者に出資することができる。

(資金計画等の届出)

第五条 東京湾横断道路建設事業者は、建設省令で定めるところにより、毎事業年度、当該事業年度以降の二年間について資金計画及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、公団を経由して建設大臣に届け出なければならない。

2 東京湾横断道路建設事業者は、前項の資金計画又は事業計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を公団を経由して建設大臣に届け出なければならない。

(会計の整理)

第六条 東京湾横断道路建設事業者は、建設省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

(社債発行限度の特例等)

第七条 東京湾横断道路建設事業者は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により東京湾横断道路建設事業者に現存する純資産額のうち

か少ない額の十倍を超えてはならない。

2 東京湾横断道路建設事業者は、社債を発行する場合においては、割引の方法によることのできる。

(一般担保)

第八条 東京湾横断道路建設事業者の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(債務保証)

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、東京湾横断道路建設事業者の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、東京湾横断道路建設事業者が債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

第十條 東京湾横断道路建設事業者は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、東京湾横断道路建設事業者が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(報告の徴収)

第十一条 建設大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、東京湾横断道路建設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第十二条 建設大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、東京湾横断道路建設事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督)

第十三条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、東京湾横断道路建設事業者に対して、その財務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十四条 建設大臣は、第二条第二項、第四条第

一項及び第十條第一項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十五條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした東京湾横断道路建設事業者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第十六條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした東京湾横断道路建設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第六條の規定に違反したとき。
- 二 第十條第一項の規定に違反して認可を受けなかつたとき。
- 三 第十三條第一項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第十七條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした公団の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二條第二項又は第四條第一項の規定に違反して認可を受けなかつたとき。
- 二 第十三條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第二條 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律

第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一條第一項」を、「幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一條第一項又は東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第一号)第三條第一項」に改める。

第三條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十三号中「及び本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)」を「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)及び東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第一号)」に改める。

「小山一平君登壇、拍手」

○小山一平君 ただいま議題となりました東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間の能力及び資金を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定め、その建設を促進しようとするものであります。その主な内容は、第一に、日本道路公団は、東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社と東京湾横断道路の建設、管理について、建設工事は会社が行

い、公団がその費用を長期間に分割して会社に支払うこと等を内容とする協定を締結し、これに従いその業務を行わなければならないこと。第二に、政府は、公団と締結した協定に従い事業を行う会社に対し、無利子の貸し付け、債務の保証等を行うことができることにも、割引債の発行等を認めること等でありませう。

委員会におきましては、現地調査、参考人の意見聴取、大蔵委員会、運輸委員会との連合審査を行う等慎重な審査が行なわれましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党の浜本委員より反対、自由民主党・自由国民会議の工藤理事より賛成、日本共産党の上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 本案に対し、討論の通告がございませう。発言を許します。上野雄文君。

「上野雄文君登壇、拍手」

○上野雄文君 私は、日本社会党を代表して、内閣提出の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案に対し、反対の意向を表明するものであります。

民間活力、略して民活、中曽根総理就任以来、

私もはこの言葉を耳にたごができるほど聞かされてまいりました。地方公共団体の固有の仕事である清掃や給食の仕事を下請に出すのも民活ならば、公的な健康保険や年金の給付率の引き下げにより、その分を民間会社の保険や年金によりカバーさせるのも民活、住民運動によって生まれた建築規制の緩和による民間企業に好きなようにビルを建てさせるのも民活、そして、国民に理解しがたい事業実施形態によって、かつてない大型の道路を海の中にまでつくってその支払いを国民に回そうというのも民活、それがたゞいま議題となつていこの法案であります。

さて、民活の名のもとに国民経済に対する政府の役割を放棄し、何でもかんでも市場経済に任せしまえばうまくいくという、そういう信念によって政策を進めてこられた総理の考え方に對して、私は大きな疑問を持っていますのであります。

その象徴的なものとして、為替相場を挙げることでございませう。介入を控え、市場経済に任せた結果は、ついに一ドル百六十円台になるといふ大変な事態に立ち至つてはありませうか。今や、輸出関連中小企業を中心として、倒産や失業におびえるという状態が出ています。今から先進諸国に協調介入を求めたとしても、非常におくられたタイミングと言わざるを得ないでございませう。

このように、政府がやるべきことをやらずに後からあわてふためいても後の祭りであり、これが民活の正体と言ふべきでありませう。そして、今回の東京湾横断道路に関しても同様であると言わざるを得ないのであります。さて、改めて反対の理由を申し上げます。本法律案に直接関連するところのいわゆる新会

社の事業形態が極めて非合理的であるということであり、簡単に言うならば、事業のリスクはすべて公団が背負い、新会社はリスクを負わないまま、ぬくぬくとした環境の中で事業を行うことができるということであり、これで果たして総理が期待をされているような民間活力が生まれてくるのでありましょうか。私は、その結果は、あなたの期待を裏切るものとなるものと考えます。臨調が指摘している特殊法人の悪い面が強く出てくることは、火を見るよりも明らかであろうと思ひます。

さらに、工事に当たっては、その経費の水増し、工事の手抜きなどが行われないという保証はどこにもありませんし、しかも新会社による事業の発注は随分であり、新会社に出資する民間企業は、自社もしくは関連会社に発注するより便宜を図ることも可能であります。これでは、これまで幾つもの汚職、疑獄の事件がありました。これが、この反省なしに金権腐敗の温床をつくることになりかねません。この面からも、せめて競争入札を原則とする公団主体方式が強く望まれていることは当然と云うべきであります。新会社は、リスクを負わず、うまい汁を吸うという、文字とおりにこんなうまい話はありませんから、民活の名による事業形態を公団によるものと見直すよう強く求める立場から、反対の第一の理由とするものであります。

第三の反対の理由は、東京湾横断道路そのものの価値に疑いを持つものであります。

千葉県木更津沖の盤津干潟におけるノリ、アサリを初めとする水産業への影響、人工島、橋脚などによる航行安全への影響、潮流の変化に伴う水質への影響、そして川崎-木更津間のカーフェリーへの影響などなどを考えるとき、果たしてこれらの犠牲を出してまでやるのかという疑問であります。ましてや、建設省と道路公団による二十年來の調査の最終結果がいまだに公表されており、むしろ、判断材料が決定的に不足しているという中で着工に踏み切るにはどうしても納得がいかないものであります。

反対の第三の理由は、急速な円高によるデフレが懸念されている今日、この事業がどれだけ内需拡大につながり、国民生活の向上に貢献できるかということであり、事業費総額一兆一千五百億円、その資金調達には周辺地方自治体などが六百億円の負担をさせられるのであります。さらにつけ加えなければなりませんことは、横断道路が有効に活用されるためには、周辺関連道路網の整備のために、新たに現時点での見積もり七兆八千億円以上が必要とされると言われています。これらを見ますと、一大巨大都市集中型の大型プロジェクトであります。国民全体が望む、急を要する減税や福祉増進の内需拡大に結びつく政策と比べ、余りにも大企業優先の事業であると言わざるを得ないのであります。貿易黒字解消、国際的な孤立化を避けなければならぬこの時期にこの事業を選ぶ理由は、対外的な見えてくれものであると言われてもいたし方ないではありませんか。

私は、重ねて、このような偏った事業はその実施を見送り、国民大衆に利益を及ぼす内需拡大政策を実行すべきであると強く主張をいたしまして、反対の討論を結ぶものであります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。河野国務大臣。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。河野国務大臣。

〔国務大臣河野洋平君登壇、拍手〕

○国務大臣(河野洋平君) 研究交流促進法案につきましては、その趣旨を御説明いたします。

資源に乏しい我が国が、科学技術の振興にその立国の基盤を求めることが不可欠であることは申すまでもありません。特に、創造性豊かな科学技術の振興が重要な政策課題となっており、この点で国の果たすべき役割が大きいこともあって、国の研究に対する期待はますます増大をいたしております。

一方、今日、研究が高度化するにつれて多分野にまたがる研究が多くなっており、国の研究の促進に当たっては、研究組織の枠を超えた研究交流を積極的に推進し、資金、人材等の研究資源の効率的かつ効果的な活用を図ることが極めて重要となっております。

本法案は、以上にかんがみ、国の研究に関し国以外の者との交流を促進するために必要な法制上の新たな措置について定めることにより、国の研究の効率的推進を図ることを目的とするものであり、以下の事項をその内容としたしております。

第一は、試験研究機関等において研究に従事する研究公務員に外国人を任用できるようにすることであり、

第二は、研究公務員に職務専念義務の免除による学会等への出席の道を開くことであり、

第三は、国の委託研究及び国と国以外の者との共同研究の効率的推進のため、研究公務員を休職により当該研究の相手方である民間企業等の研究に従事させる場合、退職手当上の不利益をなくすることであり、

第四は、国の受託研究の成果から生まれた特許権等に関する取り扱いを改善することであり、

第五は、外国政府等との共同研究の成果から生まれた特許権等について、当該外国政府等に対し

なっております。

国の研究は一般行政事務と異なる特質を有しておりますが、これについても公務員制度、財産管理制度等の一般原則によって律せられるため、国の研究に関する交流の促進を図る上での条件が十分整っているとは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、昨年七月、臨時行政改革推進審議会が取りまとめた行政改革の推進方策に関する答申では、国立の試験研究機関及び大学と民間等との間の研究交流を円滑に促進する上で必要な諸制度の整備、改善に努めるよう求めております。

本法案は、以上にかんがみ、国の研究に関し国以外の者との交流を促進するために必要な法制上の新たな措置について定めることにより、国の研究の効率的推進を図ることを目的とするものであり、以下の事項をその内容としたしております。

第一は、試験研究機関等において研究に従事する研究公務員に外国人を任用できるようにすることであり、

第二は、研究公務員に職務専念義務の免除による学会等への出席の道を開くことであり、

第三は、国の委託研究及び国と国以外の者との共同研究の効率的推進のため、研究公務員を休職により当該研究の相手方である民間企業等の研究に従事させる場合、退職手当上の不利益をなくすることであり、

第四は、国の受託研究の成果から生まれた特許権等に関する取り扱いを改善することであり、

第五は、外国政府等との共同研究の成果から生まれた特許権等について、当該外国政府等に対し

無償または廉価による使用を認めることができるようにするとともに、外国政府等との共同研究の実施に伴い生ずる当該外国政府等に対する損害賠償の請求権を放棄できるようにすることでありま

第六は、研究交流の促進を図るため特に必要がある場合で、試験研究機関等が行っている研究と密接な関連を有し、その推進が特に有益であると認められる試験研究を行う者に対し、試験研究機関等の施設を廉価で使用させることができるようにすることでありま

第七は、国は、本法律案により、国の研究に關し国際的な交流を促進するに当たっては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払うものとするにありま

これらの措置を講ずることにより、国の研究に關し研究交流が促進され、研究がこれまで以上に効率的、効果的に進められるものと確信してお

以上が研究交流促進法案の趣旨でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(木村陸男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。稲村稔夫君。

〔稲村稔夫君登壇、拍手〕

○稲村稔夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました研究交流促進法案について、総理並びに科学技術庁長官に質問したいと存じますが、本論に入ります前に、総理にぜひお尋

ねしておきたいことがございます。

それは、先ほどのニュースで、自民党の稲村佐近四郎衆議院議員が燃糸工連の問題で任意出頭を求められ、取り調べが始まったと報ぜられております。この燃糸工連の問題については、我が党も

予算委員会でもこれを鋭く追及してきたところでございますけれども、こうした政治家への波及というものは、それこそ議員として襟を正していかなければならない問題だというふうにも思いま

同時に、これが表面化したしましてからもうかなりの日時が経過をしているわけでありま

が、同議員は、総裁派閥にも所属をしているところでございますし、これまでの経過の中でも、私は、襟を正したきちんとした対応を本来しておられれば、もっと早く問題が処理できたのではない

かとも考えられるわけでありま

す。そういう意味で、自民党総裁を兼ねておられます総理、この問題をどのように考えておられますか、そのお考えを聞きたいわけでありま

私は、念のために申し添えておきますが、遠い先祖ではあるいはつながっておるかどうかわかりませんが、私も名字が同じでありますから大変迷惑をしております。そのこともひとつよろしくお願いしたいと存じます。そこで、法案の内容について御質問申し上げる前に、またさらに総理に伺っておきたいと存じます。

それは、我が国における科学技術の研究について政府としてはどのような基本的観念を持っておられるかということでありま

に行われる科学技術の研究というものは、平和目的と利用の範囲のもとに、研究者にその研究の自由が保障されるというのが我が国の原則であると思

います。その点、総理はどのように考えておられるか、まずお聞きをしておきたいと思

います。そこで、提案をされた法案についてでありま

す。まず第一は、本法案がその対象としている国立試験研究機関の研究職の取り扱いについて、整合性を欠いているのはなぜかという点であります。

一方では、教育公務員特例法の適用を受ける大学関係の研究者がその対象から除外されてお

りま

す。もう一方では、防衛庁設置法による自衛官の研究者が適用の対象に加えられているわけでありま

す。もしも、大学を除く理由が、身分法第三条及び第四条については既に特別立法があり、第五条については臨教審答申を待って検討することを予定しているということであるとすれば、大学の

場合とは全く違うといいたしまして、特異な身分にある自衛官について、なぜ本法案から除外して別の対策が立てられなかったのか。別に法案を用意して国会に提出するなど、もっと他に適切な

方策がとられてしかるべきだったと思

うのでありま

すが、いかがでありま

しょうか。マスコミの報ずるところでは、科学技術庁における原案検討の経過の中で、初めの原案の段階では一般職の研究者のみを対象にしたものだったやう

でありま

す。そしてそれは、総理の制服組を排除する理由はないとの判断によるとも伝えられているわけでありま

す。総理、それがもし事実であるとす

れば、あなたはなぜ、特別な身分の公務員について一方は除外し、もう一方は加えて、あえて法案の整合性を欠いたのか、その理由を明確にしたい

だきたい。

また、科学技術庁長官は制服組を含むことには反対だったとも伝えられておりますが、整合性を欠いているという観点も含めて、自衛官の研究を

行う者というものを対象に加えたことをどうとらえておられるのか、科学技術庁長官の御見解が伺いた

いののでありま

す。次に、自衛官である研究者の行う研究の性格についてどう考えているか、伺いた

いのでありま

す。私は、自衛官の行う研究というものは、そもそもが平和目的と利用という範囲からはみ出すもの

にはかならないと思

います。そうであれば、本法案が科学技術庁所管で提案されるのはおかしいと思

います。科学技術庁設置法の趣旨にも反するということになると思

うのでありま

す。自衛官という身分と職責を離れなければならないということになるのではないで

しょうか。もし基礎的な知識を身につけ、基礎的技術を習得するという範囲であれば、それは学習であり、訓練と言

うべきでありま

す。いわゆる研究の範囲には入らないのだと思

うのでありま

す。さらに、もしこれが外国との共同研究に自衛官が参加できる道を開くとすれば、問題はもっと重大だと思

うのでありま



我が国と同じような制約のない外国において、自衛官の研究者の参加を受け入れる共同研究というのはどういふものでありましょうか。必ず軍事目的と結びついていると言えましょう。この場合、軍事目的と関係のない自衛官との共同研究とか、あるいは基礎技術を身につけるだけの共同研究などというものは事実上あり得ないのではないのでしょうか。とすれば、外国との共同研究が我が国憲法に反しかねない、ゆゆしき方向に道を開くものになりかねないという危惧を持つものであります。この点について、科学技術庁長官並びに総理の御見解を伺いたしたいと思います。

第三は、これも原案にはなかったと言われておりますが、第十条の「配慮事項」なるものは、これが閣議によってつけ加えられたと言われていることとであります。

それでは、もし自衛官の研究者とともに一般職の研究者が加わって外国との共同研究に参加した場合に、一体どうなるでございましょうか。自衛官の参加する共同研究、軍事目的があるとすれば、その国の軍事機密の網にその一般職の研究者も取り込まれてしまうという可能性が多分にあるのではないでございましょうか。極めて重大だと思っております。

その場合、さらに、「条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務」とこの「配慮事項」には書かれてはいるわけですが、それとのかかわりで、我が国の憲法、諸法律に優先して外国の機密保護義務が生かされるとしたら、これも極めて重大であります。この条文の後段で、たとえ国際平和と安全について特別の配慮ということがうたわれているといたしましても、それが意味のない

空文句になってしまふ危険があります。なぜならば、平和と安全ということに関しては、時の権力者に都合のよい解釈が問々されるからでありまして、かつて東条英機が、東洋平和のためという口実で戦争を推し進めたという歴史的事実を考えていただき、総理の御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

総理、これまで私がそれぞれ伺ってきた点は、自衛官の研究者をあえて本法案の対象者として加えられたことに由来する懸念に基づく疑問にはかなりません。それでもなお制服組を排除する理由はないとおっしゃるならば、それこそこの法案は、アメリカの要請にこたえて、SDI計画に参加するための布石ではないかと言われてもやむを得ないのではないでございましょうか。

SDIについて言えば、これへの参加は我が国の憲法にかかわる問題でもさへありますし、宇宙開発にかかわる平和利用に限定した国会の意思にも反することとあります。さらに、国民世論に背を向けるものであると断ぜざるを得ないのであります。日本学術会議平和問題連絡委員会が、SDI研究と日本の参加に反対する約千七百人の物理学者の署名で、同委員会が検討したことそのこと自体、そしてその委員会の報告の中で、深い憂慮の念を披瀝するとして、これを初めといたしまして、今多くの反対、憂慮の声が上がってきているのであります。

また、SDI研究についてのアメリカと西ドイツ間の協定は、我々にSDI研究参加の意味するものを教えてくれると思えます。研究協力に関する協定と技術移転に関する協定というこの二つの協定が両国間で結ばれていると言われますが

れども、しかし特許権、利用権についてはすべてアメリカの側に属するというものになっていて、言われております。そして、それがさらにアメリカの軍事機密の厚いベールに包まれてしまうということになれば、こう考えてまいりますと問題点は明らかではありませんか。そこで総理、ここで明確にSDI研究への参加はないということを示す明かにしていただけませんか。さもなければ、あなたの答弁が能弁であればあるほど心配はますます高くなってくる、こういうことになるのではないかと思えます。いかがでございましょうか。

最後に、国と民間との共同研究、委託研究について科学技術庁長官の見解を伺います。

この法案によって、国及び国家公務員が特定の私企業の利益のために奉仕する傾向が生まれませんでしょうか。確かに、研究に従事する人たちが自由で、民間、国立を問わず交流することというのは大切なことでありますけれども、同時に、もしこうした私企業の利益のために奉仕するなどの傾向が今度の法案によって起こるといたしたましたら、憲法に規定をされました、「公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」として、公務員の基本的任務にかかわる重大問題になると思ふわけでありまして、法案提出の直接の責任を持つ科学技術庁長官の御答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君答覆 拍手〕  
○国務大臣(中曾根康弘君) 稲村議員にお答えをいたします。

まず、燃工連事件が稲村議員に波及いたしましたことはまことに遺憾でございまして、再びこのようなことが起こらないように深く反省し、戒め

ていきたいと思ひます。  
次に、科学技術に関する研究についての基本的視点の問題でございまして。

科学技術の振興は我が国が二十一世紀に向けて発展する上での重要な課題であります。科学技術の研究については、憲法上の平和国家の理念のもとに、進んで世界の科学技術の発展と国際平和の維持、人類の福祉の向上に資するように推進していくべきであると考えます。また、研究の推進に当たっては、研究者の創意ができるだけ自由に生かされることが肝要であると考えております。

次に、法案の内容の問題でございまして、本法案は、国と民間等との研究交流を促進する上で、国側において法制上の隘路となつてゐる点を改善し、国の研究の効率的推進を図ることを目的とするものであります。したがって、国の研究機関において研究を行っている者すべてを対象とすることが検討されましたが、国立大学の教授等については、既に教育公務員特例法等において別途はほ同様の措置が講じられてゐることのため、本法案の対象外としたと理解しております。

次に、自衛官の問題でございまして、本法案は、自衛官が参加する国際共同研究を含め、国として現在行ふことができる国際共同研究をさらに円滑化するため、法制上の隘路をなくすことを一つのねらいとするものでございまして。科学技術の研究する国の公務員である自衛官を差別することが適当であると思ひません。したがって、憲法上何ら問題を生ずるものではないと考えております。

次に、国際約束の履行義務と平和、安全への配慮の問題でございまして。



第十条は、外国との研究交流活動の促進に当たっては、条約その他の国際約束の誠実な履行及び国際的な平和及び安全の維持という我が国が当然負っている国際的責務を果たすという要請との調和を図る必要があることを規定しているものであり、御指摘のような問題が生ずることはないと考えております。

SDIとの問題でございますが、本法案は、一般的に国と産業界、学界及び外国との研究交流の促進を図る上での法制上の隘路を改善することをねらったものであり、特定の研究の推進を意図したものではありません。

SDI研究参加問題については、今般の官民合同調査団の調査結果をも踏まえ、我が国の対応ぶりにつき、今般府内部において慎重に検討しておるところでございます。

残余の答弁は科学技術庁長官からいたします。  
(拍手)

〔国務大臣河野洋平君登壇、拍手〕  
○国務大臣(河野洋平君) お答えをいたします。

まず最初に、本法案において自衛官の研究を行う者を対象に加えたことに関するお尋ねがございました。

今も総理から御答弁がございましたけれども、本法案は、国と民間等との研究交流を促進する上で、国側において法制上の隘路となつてゐる点を改善し、国の研究の効率的推進を図ることを目的としており、本法案の検討の初めから、防衛庁の研究機関も含めて、国の研究機関において研究を行っている者すべてを対象とすることを検討したものでございます。

特別職の防衛庁の研究者については、いわゆる

一般職の研究者と分けて別の法体系で措置することも一つの方法ではございますけれども、研究業務に従事するという点で特に区別する必要もございませんから、立法技術上同じ法律で措置することとしたものでございます。

一方、今も御答弁がございましたけれども、本法案のうち、国立大学の教授等にかかわる身分上の特例措置につきましては、既に教育公務員特例法等において別途ほほ同様の措置が講じられてゐることなどのため、本法案の対象外とすることが適当と考えたもので、整合性は十分ある、こう考へておる次第でございます。

次に、この法案を科学技術庁がまとめる設置法上の根拠は何か、こういうお尋ねでございます。

この法案は、国の研究を効率的に推進する観点から、幅広く国の研究を対象としたしてございまして、このため、自衛隊員である研究者の行う研究も対象としておるわけでございます。なお、自衛隊員である研究者の行う研究は、憲法の平和国家の理念のもとに行われてゐると承知をいたしております。科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため科学技術に関する行政を総合的に推進することを主たる任務としておりまして、専ら防衛のための技術に関する研究を推進する立場にはございせんが、本法案の対象となる主たる部分を科学技術庁が所掌しておるといふことではございせんので、今回この法案の取りまとめを行ったわけでございます。

次に、この法案が特定の私企業に奉仕することになりはしないかという御疑問に関するお尋ねがございました。

今回の措置は、国が行う民間との共同研究及び民間への委託研究について、相手先の研究に研究公務員を、休職により従事させる場合、退職手当の算定上の不利益をなくせんとするものでございまして、これは従来の共同研究、委託研究の仕組み自体をこれによって変えるものではございせん。これらの国の研究の効率的推進を図るための措置でございますが、しかしその際、特定の私企業のために奉仕するとの批判をいやくも受けることのないよう、十分注意してまいる所存でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時十七分散会

出席者は左のとおり。

- |     |        |
|-----|--------|
| 議長  | 木村 睦男君 |
| 副議長 | 阿貝根 登君 |
| 議員  | 矢原 秀男君 |
|     | 拔山 映子君 |
|     | 大川 清幸君 |
|     | 中村 鋭一君 |
|     | 太田 淳夫君 |
|     | 井上 計君  |
|     | 飯田 忠雄君 |
|     | 山田 勇君  |
|     | 塩出 啓典君 |
|     | 和田 教美君 |
|     | 柄谷 道一君 |
|     | 劉田 貞子君 |
|     | 小西 博行君 |
|     | 鶴岡 洋君  |
|     | 伊藤 郁男君 |
|     | 秦 豊君   |
|     | 中野 明君  |
|     | 柳澤 鍊造君 |
|     | 大城 眞順君 |
|     | 黒柳 明君  |
|     | 栗林 卓司君 |
|     | 鳩山威一郎君 |

- |        |        |
|--------|--------|
| 田代富士男君 | 多田 省吾君 |
| 高桑 栄松君 | 中西 珠子君 |
| 田淵 哲也君 | 三治 重信君 |
| 秦野 章君  | 鈴木 一弘君 |
| 二宮 文造君 | 伏見 康治君 |
| 関 嘉彦君  | 田中 正巳君 |
| 徳永 正利君 | 中山 千夏君 |
| 木本平八郎君 | 青木 茂君  |
| 下村 泰君  | 喜屋武眞榮君 |
| 青島 幸男君 | 石井 一二君 |
| 浦田 勝君  | 大浜 方栄君 |
| 海江田鶴造君 | 宮島 澁君  |
| 小島 静馬君 | 村上 正邦君 |
| 松浦 功君  | 仲川 幸男君 |
| 内藤 健君  | 藤井 老男君 |
| 宮田 輝君  | 沢田 一精君 |
| 北 修二君  | 長谷川 信君 |
| 高平 公友君 | 山東 昭子君 |
| 坂野 重信君 | 斎藤栄三郎君 |
| 大鷹 淑子君 | 堀内 俊夫君 |
| 遠藤 要君  | 熊谷太三郎君 |
| 源田 実君  | 藏内 修治君 |
| 植木 光教君 | 岩動 道行君 |
| 石本 茂君  | 服部 安司君 |
| 平井 卓志君 | 中村 太郎君 |
| 土屋 義彦君 | 大坪健一郎君 |
| 松尾 官平君 | 板垣 正君  |
| 梶原 清君  | 前島英三郎君 |
| 石井 道子君 | 添田増太郎君 |
| 藤田 栄君  | 吉村 眞事君 |
| 吉川 芳男君 | 吉川 博君  |
| 倉田 寛之君 | 工藤万砂美君 |

志村 哲良君	杉元 恒雄君
曾根田郁夫君	佐藤榮佐久君
大河原太一郎君	田沢 智治君
関口 恵造君	岡部 三郎君
大木 浩君	江島 淳君
降矢 敬義君	真鍋 賢二君
岩崎 純三君	遠藤 政夫君
金丸 三郎君	亀長 友義君
下条進一郎君	成相 善十君
斎藤 十朗君	伊江 朝雄君
亀井 久興君	藤田 正明君
山内 一郎君	西村 尚治君
加藤 武徳君	松垣徳太郎君
長田 裕二君	世耕 政隆君
増田 盛君	杉山 令肇君
野末 陳平君	矢野俊比古君
柳川 覺治君	水谷 力君
松岡清寿男君	田 英夫君
竹山 裕君	出口 廣光君
藤野 賢二君	星 長治君
井上 孝君	前田 勲男君
高杉 勉忠君	林 寛子君
山本 富雄君	堀江 正夫君
増岡 康治君	最上 進君
藤井 裕久君	森田 重郎君
志村 愛子君	原 文兵衛君
河本嘉久蔵君	梶木 又三君
嶋崎 均君	小林 国司君
小山 一平君	浜本 万三君
鈴木 省吾君	古賀雷四郎君
林 道君	安田 隆明君
上田 稔君	久保 亘君

安永 英雄君	梶原 敬義君
稻村 稔夫君	菅野 久光君
吉川 春子君	下田 京子君
糸久八重子君	久保田真苗君
佐藤 昭夫君	山田 謙君
佐藤 三吾君	大森 昭君
内藤 功君	安恒 良一君
大木 正吾君	橋本 敦君
粕谷 照美君	山中 郁子君
穂山 篤君	和田 静夫君
中村 哲君	市川 正一君
竹田 四郎君	村沢 牧君
上野 雄文君	小野 明君
瀬谷 英行君	小柳 勇君
上田耕一郎君	

國務大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
法務大臣	鈴木 省吾君
大蔵大臣	竹下 登君
建設大臣	江藤 隆美君
(科学技術)大臣	河野 洋平君
(科学技術)庁長官	

政府委員

科学技術庁計画局長	長柄喜一郎君
-----------	--------

内閣委員	辞任	補欠
鈴木 省吾君	安孫子藤吉君	
内藤 功君	小笠原貞子君	
地方行政委員	辞任	補欠
瀬谷 英行君	上野 雄文君	
法務委員	辞任	補欠
吉村 真事君	林 道君	
安永 英雄君	久保田真苗君	
立木 洋君	橋本 敦君	
外務委員	辞任	補欠
浦田 勝君	杉山 令肇君	
曾根田郁夫君	板垣 正君	
水谷 力君	大鷹 淑子君	
宮島 澁君	夏目 忠雄君	
久保田真苗君	安永 英雄君	
橋本 敦君	立木 洋君	
大蔵委員	辞任	補欠
夏目 忠雄君	宮島 澁君	
梶原 敬義君	竹田 四郎君	
中村 鋭一君	栗林 卓司君	
農林水産委員	辞任	補欠
大鷹 淑子君	水谷 力君	
商工委員	辞任	補欠
竹田 四郎君	梶原 敬義君	
浜本 万三君	青木 薪次君	

運輸委員	辞任	補欠
上野 雄文君	瀬谷 英行君	
小笠原貞子君	内藤 功君	
通信委員	辞任	補欠
井上 吉夫君	添田増太郎君	
栗林 卓司君	中村 鋭一君	
建設委員	辞任	補欠
添田増太郎君	井上 吉夫君	
安孫子藤吉君	鈴木 省吾君	
青木 薪次君	浜本 万三君	
決算委員	辞任	補欠
板垣 正君	曾根田郁夫君	
議院運営委員	辞任	補欠
藤田 正明君	吉村 真事君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
災害対策特別委員	辞任	補欠
上野 雄文君	村沢 牧君	
対フィリピン経済援助に関する調査特別委員	辞任	補欠
上田耕一郎君	内藤 功君	
補助金等に関する特別委員	辞任	補欠
小林 国司君	柳川 覺治君	
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。		

大蔵委員会

理事 大河原太郎君 (嶋崎均君の補欠)  
理事 村沢 牧君 (竹田四郎君の補欠)  
災害対策特別委員会  
理事 上野 雄文君 (村沢牧君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

公衆浴場法の一部を改正する法律案(永久八重子君外五名発議)(参第三号)

林業労働法案(目黒今朝次郎君外一名発議)(参第四号)

育児休業法案(永久八重子君外三名発議)(参第五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国政府とソウイェト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案  
特定都市鉄道整備促進特別措置法案

同日議員から次の質問主意書が提出された。  
衆議院の解散をめぐる答弁書に関する質問主意書(飯田忠雄君提出)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国政府とソウイェト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律  
特定都市鉄道整備促進特別措置法

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 後藤 正夫君 補欠 板垣 正君  
太田 淳夫君 補欠 桑名 義治君  
小笠原貞子君 補欠 内藤 功君

地方行政委員

辞任 出口 廣光君 補欠 井上 吉夫君  
上野 雄文君 補欠 鈴木 和美君

法務委員

辞任 藤田 正明君 補欠 水谷 力君

外務委員

橋本 敦君 補欠 安武 洋子君  
板垣 正君 補欠 後藤 正夫君  
杉山 令肇君 補欠 森山 眞弓君  
安永 英雄君 補欠 竹田 四郎君

大蔵委員

辞任 福岡日出磨君 補欠 杉元 恒雄君  
赤桐 操君 補欠 菅野 久光君  
鈴木 和美君 補欠 上野 雄文君  
竹田 四郎君 補欠 安永 英雄君  
桑名 義治君 補欠 太田 淳夫君

文教委員

辞任 森山 眞弓君 補欠 杉山 令肇君

農林水産委員

辞任 水谷 力君 補欠 藤田 正明君  
菅野 久光君 補欠 赤桐 操君

商工委員

辞任 杉元 恒雄君 補欠 福岡日出磨君  
青木 薪次君 補欠 浜本 万三君

運輸委員

辞任 内藤 功君 補欠 小笠原貞子君

建設委員

辞任 井上 吉夫君 補欠 出口 廣光君  
鈴木 省吾君 補欠 藤田 勝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 竹山 裕君 補欠 井上 吉夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

対フィリピン経済援助に関する調査特別委員

辞任 内藤 功君 補欠 上田耕一郎君

補助金等に関する特別委員

辞任 坂元 親男君 補欠 石井 一二君  
柳川 賢治君 補欠 小林 国司君  
中野 鉄造君 補欠 刘田 貞子君  
吉川 春子君 補欠 下田 京子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

建設委員会

理事 松本 英一君 (青木薪次君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

扶養義務の準拠法に関する法律案(閣法第六八号)審査報告書

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(閣法第七三号)審査報告書

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案(閣法第二四号)審査報告書

昭和六十一年四月二十五日 参議院會議録第十三号 議長の報告事項

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
特許庁総務部長	安楽 隆二	国土庁長官官房審議官	昭六二・四・三
中小企業庁小規模企業部長	照山 正夫	特許庁総務部長	同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百四回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁総務部長 照山 正夫君  
 中小企業庁小規模企業部長 佐藤 剛男君

同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁総務部長照山正夫君外一名(同日議長承認)を第百四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

第九号中正誤

ページ 段行 誤

三三 四から三 六十二年度 六十二年

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
 大蔵省印刷局 号 105  
 電話 東京 五三二(六代)

一定価一部 一〇円